#### 1.議事日程

(平成17年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目)

平成 1 7 年 6 月 1 3 日 午 前 1 0 時 開 会 於 安 芸 高 田 市 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日 程 第 3 安芸高田市葬斎場建設調査特別委員会の設置について
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日 程 第 5 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】

日 程 第 6 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について

【平成16年度安芸高田市一般会計補正予算(第6号)】

日 程 第 7 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について

【平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業

特別会計補正予算(第4号)】

- 日程第8 議案第53号 広島県市町職員退職手当組合規約の変更について
- 日 程 第 9 議案第54号 広島県市町公務災害補償組合規約の変更について
- 日程第10 議案第55号 安芸高田市向原総合福祉センター条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第56号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について

【安芸高田市向原総合福祉センター条例関係】

- 日程第12 議案第57号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第58号 平成17年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第59号 平成17年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第1号)

### 2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

1番 明 木 一 悦 2番 秋  $\blacksquare$ 雅 朝 3番 田 中 常 洋 4番 加 藤 英 伸

5番	小	野	剛	世	6番	Ш	角	_	郎
7番	塚	本		近	8番	赤	Ш	Ξ	郎
9番	松	村コ	L <b>‡</b>	Ξ	10番	熊	高	昌	Ξ
1 1 番	青	原	敏	治	12番	金	行	哲	昭
1 3 番	杉	原		洋	1 4番	入	本	和	男
15番	Щ	本	Ξ	郎	16番	今	村	義	照
1 7 番	玉	Ш	祐	光	18番	岡	田	正	信
19番	渡	辺	義	則	20番	亀	岡		等
2 1番	藤	井	昌	之	2 2 番	松	浦	利	貞

# 3.欠席議員は次のとおりである。(なし)

## 4 . 会議録署名議員

6番 川角一郎 7番 塚本 近

# 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

更太郎 市 長 児 玉 助 役 増 元 正 信 藤 収 入 役 Ш 典 総務部長 新 Ш 文 雄 幸 自治振興部長 田丸孝二 市民部長 政 克 廣 行 福祉保健部長兼 福田美恵子 産業振興部長 盤 清 水 福祉事務所長 建設部長 金 畄 英 雄 教 育 長 佐 藤 勝 兼公営企業部長 教 育 次 長 杉 Щ 俊 之 消 防 長 村 上 紘 八千代支所長 平 下 美土里支所長 Ш 彦 和 夫 立 堯 高宮支所長 猪 掛 智 則 甲田支所長 武 添 吉 丸 向原支所長 益 田 博 総務課長 杉 和 義 志 高 眀 財 政 課 長 垣 野 内 壮 高齢者福祉課長 沖 野 和 高齢者福祉課主幹 花尾智恵夫

## 6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長 増 本 義 宣 議事調査係長 児 玉 竹 丸 書 記 玉 畄 浩 祐 書 記 倉 田 英 治

### 午前10時00分開会

松浦議長それでは、おはようございます。

ただ今の出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成17年第2回安芸高田市議 会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。

增本事務局長 議長。

松浦議長事務局長、増本君。

増本事務局長 諸般の報告をいたします。

第1点、市長並びに教育委員長より、本定例会に説明員として出席委任 するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より3千万円以上、1億5千万円未満の工事請負契約締結 についての報告がありました。

第3点、監査委員より、平成17年2月分・3月分・4月分の例月出納 検査の報告がありました。

第4点、市長より、平成16年度安芸高田市一般会計予算等繰越明許費にかかる繰越計算書について、並びに平成16年度安芸高田市水道事業会計予算の建設改良費繰越についての報告がありました。

第5点、市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の経営状況説明書についての報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布しておりますので、ご了承ください。 以上で、諸般の報告を終わります。

松 浦 議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

#### 行政報告

松 浦 議 長 続いて、市長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。 市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 本定例会の冒頭にあたり、一言ご挨拶、ご報告を申し上げます。

平成17年度も、早2ヵ月を経過いたし、安芸高田市行政も前回の議会でご決定いただきました予算に基づき、各種事業の執行を本格スタートいたしておるところでございます。とりわけ、先月5月31日をもって平成16年度の出納整理期間も終了し、いよいよ本年度は合併特例債を活用した第2庁舎の建設など、大規模事業を着手いたすことになりますが、皆様方には「人・輝く安芸高田」の実現へ向け、円滑な市政の発展と運営に一層のご理解とご支援を賜るように、お願い申し上げます。

また、5月10日には地域高規格道路東広島高田道路向原吉田間整備区間決定報告会を開催させていただきましたが、この早期着工・実現へ向けて、今後も取り組みを推進して参りたいと思いますので、皆様方の力強い

お力添えをいただきたいと思います。

今のところ県といろいろ協議をしておりますが、できるだけ早く地元説明会もしていきたいと、こういうことで計画をしておりまして、できれば盆までには地元説明会もさせていただければと、こういうことで、今県と話を詰めておるところでございます。いろいろ地元説明会を開きますと、いろいろな課題があると思いますが、円滑に進めていくように、一層のご支援を賜りたいと、このように思います。また、本定例会に提案申し上げます案件は諮問が1件、承認3件、議案7件でございます。どうぞよろしくご審議いただきますように、お願いを申し上げます。

松 浦 議 長 引き続いて、教育長佐藤勝君の報告を求めます。 佐藤勝君。

佐藤教育長 教育委員会より行政報告を3点させていただきます。

1点目は、既に新聞にも出ており、ご承知の方もおられると思いますが、 去る6月2日、安芸高田市立美土里小学校が、第50回全国公立学校施設整備期成会定期総会において、社団法人文教施設協会より、平成17年度公立学校の優良施設として安芸高田市が文教施設協会会長賞の栄誉を受けました。文教施設協会会長賞は、文部科学大臣奨励賞に次ぐ賞で、全国で4施設が受賞しております。美土里小学校は4小学校の統合校であり、旧美土里町の皆様をはじめ、関係者の皆様のこれまでの尽力に改めて深く敬意を表するものであります。

2点目はまだ当日の日程等、詳細は決まっておりませんが、来る6月27日月曜日に、美土里小学校並びにまなびを会場として、スクールミーティングが開催されることになりました。スクールミーティングは、文部科学大臣等、同省の幹部職員が全国300ヵ所の学校に行き、学校現場における実際の取り組みを見たり、保護者や教職員、子どもたちの生の声を聞き、今後の国の施策の推進に役立てようとされるものであります。スクールミーティングを受けることによって、本市の教育が一層充実することを期待をしております。

3点目は、平成17年度の成人式ついてでありますが、今年度は8月15日月曜日に甲田の若者定住センターミューズで開催する計画で準備を進めているところであります。7月に入りましたら、議員の皆様方にもご案内申し上げますので、市内の若者の成人を祝い、激励いただければまことに幸いに存じております。

以上、教育委員会より3点についてご報告を申し上げました。よろしく お願いします。

松 浦 議 長 以上で、行政報告は終わりました。

日程第1 会議録署名議員の指名

松 浦 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、6 番川角一郎君、7番塚本近君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

松 浦 議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開きご協議いただい ておりますので、その結果について議会運営委員長青原敏治君の報告を求 めます。

青原委員長 議長。

松浦議長青原敏治君。

青原委員長 ご報告を申し上げます。平成17年第2回定例会の運営につきまして、 去る6月6日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので報告 をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日から6月24日までの12日間といたしました。議事の都合により、6月15日及び6月17日から6月23日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、発議1件、諮問1件、承認3件、議案7件、計12件でございます。

なお、発議案件は3件の審議を行いましたが、他の2件につきましては、 所管の常任委員会で協議され、整いましたら最終日に上程される予定でご ざいます。

議案審議についてでございますが、議案第55号、安芸高田市向原総合福祉センター条例の一部を改正する条例及び議案第56号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意については、一括上程の後、質疑を受け、その後、文教厚生常任委員会に付託することとし、その他の案件については全て付託を省略するものといたします。

一般質問の取り扱いについては、質問の届出順とし、1日5人で2日間、 時間制限を設けず、3回までといたします。

以上、報告を終わります。

松浦議長お諮りします。

ただ今の委員長の報告のとおり、会期は12日間とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決定いたしました。

日程第3 安芸高田市葬斎場建設調査特別委員会の設置について

松 浦 議 長 日程第3、安芸高田市葬斎場建設調査特別委員会の設置についてを議題 といたします。安芸高田市葬斎場建設にかかる調査を行うため、委員会条 例第6条第1項及び第2項の規定によって、議長を除く21人の委員で構 成する、安芸高田市葬斎場建設調査特別委員会を設置することといたした いと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。 よってそのように決定いたしました。

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

松 浦 議 長 日程第4、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児 玉 市 長 議長。

松浦議長市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 諮問第1号でございます。議案名、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。本件は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、 人権擁護委員の候補者として高田幸雄さん、上田隆之さん、浅井澄夫さん を推薦いたしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

高田さんは美土里町にお住まいで、平成8年に委員にご就任以来、3期9年間委員を務められ、4期目を再委嘱するものでございます。上田さんは吉田町にお住まいで、永年教育現場及び教育行政にお務めいただき、現在は市教育委員を務めていただいております。また、浅井さんは、甲田町にお住まいで現在銀行にお勤めの傍ら、深瀬振興会会長を務めておられます。上田さん及び浅井さんは、前任委員の後任候補者として、また高田さんを再委嘱する候補者として適任であると確信いたし、法務大臣へ推薦しようとするものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なる意見を賜りますようにお願いをいた します。

松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松 浦 議 長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松 浦 議 長 これより諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を、採決いたします。

本案は、諮問のあった3名を適任とすることにご異議ございませんか。 「異議なし〕

ご異議なしと認め、よって、本件は諮問のあった3名を適任とすること に決定しました。

7

日程第5 承認第1号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】

松 浦 議 長 日程第5、承認第1号、専決処分した事件の承認についての件を議題と いたします。

> この際、議案の朗読を省略いたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。

児 玉 市 長 議長。

松浦議長市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 はい。承認第1号でございます。議案名が専決処分した事件の承認について。

安芸高田市税条例の一部を改正する条例でございます。本件は、平成17年4月1日から地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、安芸高田市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定に基づいて報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

廣政市民部長 議長。

松浦議長市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長

承認第1号、要点のご説明をいたします。予めお配りをしております資料によってご説明いたします。改正事項の安芸高田市税条例の附則第15条及び附則第15条の2につきましては、いずれも地方税法改正に伴いまして、特別土地保有税に関する改正でございます。附則第15条につきましては、改正内容に挙げております土地の免税要件の改正に伴う条文の整理、また附則第15条の2につきましては、密集市街地防災整備促進法に伴いまして取得した土地に対する課税の軽減措置の廃止に伴う条文の整理でございます。附則第20条第7項の改正でございますが、個人投資家が特定中小会社、つまりベンチャー企業に投資いたします際に適用する税制上の優遇措置を2年間延長しまして、平成19年3月31日までとするものでございます。

いずれも平成17年度課税分、取引分から適用するもので、施行期日は 平成17年4月1日とするものでございます。

以上、よろしくお願いします。

松 浦 議 長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松 浦 議 長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松 浦 議 長 これより承認第1号、専決処分した事件の承認についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 承認第2号 専決処分した事件の承認について

【平成16年度安芸高田市一般会計補正予算(第6号)】

松 浦 議 長 日程第6、承認第2号、専決処分した事件の承認についての件を議題と いたします。

. ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 承認第2号でございます。議案名が専決処分した事件の承認について。 平成16年度安芸高田市一般会計補正予算第6号でございます。本件は、 地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成16年度安芸高田 市一般会計補正予算を別紙のとおり専決いたしましたので、同条第3項の 規定に基づいて報告し、議会の承認を求めるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億3千175万5千円を追加し、予算の総額をそれぞれ265億7千560万円とするものでございます。

歳入につきましては、地方譲与税が1千155万1千円、利子割交付金が185万9千円、配当割交付金75万5千円、株式等譲渡所得割交付金378万8千円、地方消費税交付金1千326万9千円、自動車取得税交付金499万8千円、地方交付税7千517万6千円、市債1億4千520万をそれぞれ追加し、ゴルフ場利用税交付金1千953万6千円、地方特例交付金523万円、交通安全対策特別交付金7万5千円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費2億3千175万5千円を追加するもので ございます。

地方債の補正につきましては、その借入限度額を71億2千720万円と定めるものでございます。

以上、よろしく審議の上、議決を賜りますようにお願いをいたします。

松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松浦議長新川総務部長。

新川総務部長 承認第2号、専決処分した事件の承認につきまして、要点のご説明を申 し上げます。

今回の安芸高田市の一般会計補正予算第6号につきましては、地方譲与税交付金、交付税等の額、また起債の枠配分が3月末に確定いたしましたことから、専決処分により予算の補正をいたしたものでございます。

まず8ページをお開き願います。歳入でございますが、2款の地方譲与税、1項の所得譲与税は2千円の減額で、補正後の予算額を5千764万2千円とするものでございます。2項の自動車重量譲与税は111万2千円の増額で、補正後の予算額を1億9千346万円とするものでございます。3項の地方道路譲与税1千44万1千円の増額で、補正後の予算額を6千913万1千円とするものでございます。

続きまして9ページの3款利子割交付金でございます。185万9千円の増額で、補正後の予算額は2千695万7千円でございます。

4款配当割交付金75万5千円の増額で、補正後の予算額を470万2 千円とするものでございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金は378万8千円の増額で、補正後の予算額を432万6千円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。6款の地方消費税交付金でございますが、1千326万9千円の増額で補正後の予算額が3億3千548万6千円とするものでございます。

7款のゴルフ場利用税交付金1千953万6千円の減額で、補正後の予算額を3千796万4千円とするものでございます。

8款自動車取得税交付金499万8千円の増額で、補正後の予算額は1億4千985万7千円でございます。

11ページの9款の地方特例交付金につきましては523万円の減額で、補正後の予算額を1億605万3千円とするものでございます。

10款地方交付税はこの度特別交付税の額の確定によるもので、7千5 17万6千円を増額し、補正後の地方交付税の予算総額は90億164万 2千円でございます。

11款の交通安全対策特別交付金につきましては、額の確定によるもので7万5千円を減額し、補正後694万8千円とするものでございます。 続きまして12ページをお願いいたします。21款の市債につきましては、3月末日をもちましての起債の枠配分の確定によるものでございます。まず、1目の総務債でございますが、650万円、2目の民生債10万円、4目の農林水産債680万円、6目の土木債3千770万円、8目の教育債9千410万円、それぞれ増額するものでございます。

続きまして、歳出の方に移らせてもらいます。13ページをお願いいたします。2款の総務費の第1項の総務管理費、6目の基金管理費は財政調整基金といたしまして2億3千175万5千円積立をいたすものでございます。7目企画費でございますが、起債の枠配分の確定に伴いまして財

源の組み替えをさせていただいとります。

以下、同様3款の民生費の、また4款の衛生費、続きまして14ページに参りまして6款の農林水産事業費、15ページの8款の土木費、10款の15ページになりますけども、8款の土木費、10款の教育費につきましても起債の枠配分の確定によりまして財源の組み替えをさせていただいております。

なお、特定財源等の国庫支出金につきましては、起債の確定によりまして県の合併推進交付金等の財源振替えをさせていただいております。

続きまして、4ページに戻していただきたいんですが、第2表の繰越明 許費の補正でございます。それぞれ4衛生費におきましては、簡易水道事 業の特別会計に伴います繰出金に伴いまして3千490万円。6の農業費 につきましては、農業集落排水事業特別会計に繰り出すものを720万円。 8款の土木費道路橋梁費に伴います2千310万円、また4項の都市計画 費、公共下水道事業等に繰り出します4千10万円、また特定環境保全公 共下水道事業特別会計繰出金6千830万円、それぞれ過疎債の充当とい うことで、この度、財源振替えをさせていただきますもので補正を併せて させていただいとるものでございます。

続きまして5ページでございます。地方債の補正につきましては、起債の最新の枠配分に伴いまして、事業を確定し、その事業費を総務費につきましては650万円増額いたしまして32億6千590万円、また民生事業債につきましては10万円を増額し、1億3千620万円。農林水産事業費につきましては680万円を増額し、2億9千940万円。土木事業債につきましては3千770万円を増額し、5億9千990万円に。教育事業債につきましては9千410万円を増額し、3億1千910万円といたすものでございます。

平成16年度の地方債の借入限度額につきましては、71億2千720 万円とするものでございます。

以上で、要点のご説明を終わります。よろしくお願いします。

松 浦 議 長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡田議員議長。

松 浦 議 長 18番、岡田正信君。

岡 田 議 員 1点お伺いします。11ページのこの特別交付税が増額になっとるわけですが、この3月の定例会で私、記憶にあるのは2億何某かの特別交付税が減額されとるわけです。それで、これは確定したからこの額に決まるんじゃと言われりゃあそれまでですが、僅か1ヵ月でそのどういうんですか、見通しいうものが立てなかったのか。1つお伺いします。

松 浦 議 長 答弁を求めます。新川文雄君。

新川総務部長 議長。特別交付税につきましては、ご承知いただきますように、特殊要 因等の実情を考慮していただき、国の方から交付を受けるものでございま す。市になりますと国直のそうした状況の中で事務整理を行われます。本来であれば、町村でありませばですね、県がワンステップ入りましてそうした実情等考慮しながら指示するわけですが、市の方はそうした状況の中で非常にこの特別交付税のですね、数値を確定し、それを数値をいただくということはなかなか時期的にもですね、難しいというところがございます。3月末日、かつかつのですね、そうした状況等もございますので、当然、交付税の特別交付税につきましても平成15年度からですね、ある程度比較いたしますと、やはり1億近いものが減額になっておるというような状況等もございます。今回最終的な数字をいただきましたので、この度、特別交付税に関わります7千517万6千円の財源をプラスさせていただき、特別交付税の額につきましては8億9千517万6千円のですね、額の確定をいただいたということでございます。以上でございます。

歳入の減額のゴルフ利用税交付金でございますけども、1千900万と

松 浦 議 長 他に質疑はございませんか。

入本議員議長。14番。

松 浦 議 長 14番、入本和男君。

入 本 議 員

いえば非常に多額な金額でございますし、天候が悪かったと言われればそ うかもわかりませんけども、それはまあ、どちらかと言えば、行政よりか 会社の姿勢もあろうかと思いますが、市も何らかのかたちで市内にある2 つのゴルフ場には会員とかいろんな件であろうかと思いますし、こういう 1千900万という減額になった理由とですね、それからその今年17年 度は4千600万円見込まれとると思うわけですが、実績が去年のが3千 700万円ということになりますとですね、そこに1千万ぐらいの差が出 て読んどられるという経緯の中でですね、この決算を見られてですね、1 7年度におきましては無理かもわかりませんけども、将来にわたってです ね、これをもとに戻す努力が必要だと、ある面ではあろうかと思います。 一方ではゴルフ利用税の廃止の署名も始まっとるというふうにも聞く わけですけども、現在このゴルフと言いましても、昔よりかスポーツ的に なって国民的なものになっとることもご承知だと思うわけです。そうしま すと、現在安芸高田市になりまして、子供さん向けには市長杯というスポ ーツ大会も開催されとるようでございます。しますと、こういう機会にで すね、是非こういう税と健康と併せますと、また協働のまちづくりと言い ますと、やはり若者が、若者というふうには限りませんけど、スポーツを 通じて協働のまちづくり、また税収入をアップし、そういう健康という面 から考えましてもですね、今後の税収目標の中にですね、市長杯とか、我々 の議長さんがおられるわけですが、ちょうど2ヵ所あるわけでございます ので、春と秋に議長杯、市長杯というかたちでですね、やられるのも1つ のこれに対応できる策ではないかと思うわけでございます。

よって、2点ほど減額になった理由とですね、今後の見通しについて伺 うものでございます。

松 浦 議 長 答弁を許します。新川文雄君。

新川総務部長 はい。確かにご指摘いただきますように、このゴルフ場の利用税につきましては、消費税にゴルフ場利用税というかたちの中で、県の方から交付をされるものでございます。県が収納いたしましたゴルフ利用税の10分の7をですね、該当の所在市町村に配分を受けておるというような状況でございます。

確かに、昨今のそうした社会情勢、経済情勢のですね、状況等を鑑みますと非常に厳しい状況もあるんではなかろうかと思っております。それと同時に一昨年は台風等のですね、往来に基づきますそうした状況等も多少はあるんではなかろうかと思っております。いろいろそのゴルフ利用税の中にありますのは、18才未満とか、70才、いろんなこうした大会等も開催されるという状況もございますので、できるだけそうした市の中にですね、こうした施設があるわけですから、充分なる利用活用をしていただいてですね、税収の方を増額していただきたいとは思っております。

今年度の17年度につきましてはですね、多少の状況等も考慮させていただいておりますけども、当初予算の今回計画させていただいとるのは、なかなか難しいものも出て来るんではなかろうかなという思いもいたしております。

以上でございます。

松浦議長答弁を許します。市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 先ほど総務部長が答弁を申し上げました。いろいろ気象条件もかなり雪とか台風とか、そういう条件も左右したんではなかろうかということはあると思いますが、今までの経過を見ますと、それぞれ2ヵ所の合併前の町におきましても、このゴルフ場の振興についてはそれぞれ行政も協力をしてきた、こういう経過もあるわけでございますが、今年もそういう点では支援を、財政的な支援は今、ないわけでございますが、いろいろお世話をするとかという支援は続けていきたいと、このように考えております。

市長杯の大会をするとか、いろいろご提案をいただきましたが、そうい う点については今後検討させていただきたいと、このように考えておりま す。

松 浦 議 長 ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

松 浦 議 長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[討論なし]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

松 浦 議 長 これより承認第2号、専決処分した事件の承認についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 承認第3号 専決処分した事件の承認について

【平成 1 6 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業 特別会計補正予算(第 4 号)】

松 浦 議 長 日程第7、承認第3号、専決処分した事件の承認についての件を議題と いたします。

> この際、議案の朗読を省略いたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。

児 玉 市 長 議長。

松浦議長市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 承認第3号、議案名、専決処分した事件の承認についてでございます。 平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予 算第4号でございます。本件は、地方自治法第179条第1項の規定によ り、平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予 算を別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定に基づいて報告し、議 会の承認を求めるものでございます。

内容といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に変更はなく、繰越明許費の変更を行うものでございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業といたしまして八千代処理区特定環境保全公共下水道事業の繰越明許費を1億6千718万4千円とするものでございます。

以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

松 浦 議 長 金岡建設部長

金岡建設部長 失礼を

失礼をいたします。平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について、要点のご説明をさせていただきます。

繰越明許に関しましては3月定例議会において、限度額を1億5千300万円、ご承認いただきましたが、八千代処理区の3路線、管路工事におきまして、事前の工事発注後の地元調整あるいは土留材の矢板鋼の品不足等により、調達が遅れまして、当初見込んでおりました平成16年度分の出来高が減少したため、その分につきまして繰越明許費の増額をさせていただいたものでございます。

補正による金額は、お手元の資料の2ページ目に書いておりますが、1億5千300万円に1千418万4千円を増額させていただきまして1億6千718万4千円とさせていただきたいとするものでございます。

なお、工事の状況でございますが、3工区ございますが、1工区につきましては1つの工区は5月31日で既に完了しております。他の工区につきましては6月30日が工期でございますが、現在完了に向けて鋭意工事

を進めております。当初の工期内には完成するものと見込んでおります。 以上でございます。

松 浦 議 長 これにて要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

松 浦 議 長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[討論なし]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

松 浦 議 長 これより承認第3号、専決処分した事件の承認についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

日程第8 議案第53号 広島県市町職員退職手当

組合規約の変更について

松 浦 議 長 日程第8、議案第53号、広島県市町職員退職手当組合規約の変更につ いての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 議案第53号、広島県市町職員退職手当組合規約の変更について。

本案は、市町村の広域合併に伴い、構成団体が大幅に減少したことに伴い、組合議会議員の定数及び選挙方法等を見直すこと、また佐伯郡湯来町、御調郡御調町、甲奴郡総領町及び比婆郡口和町、高野町、東城町、比和町、西城町並びに豊田郡地方税整理組合、庄原市ほか5ヶ町連合衛生施設組合が広域合併に伴い、脱退されたことから、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3、第1項の規定に基づき、同組合の規約を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。 この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松 浦 議 長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議案第53号、議案名、広島県市町職員退職手当組合規約の変更につき

まして、要点のご説明を申し上げます。

本案につきましては、市町村の広域合併に伴いまして、構成団体等が大幅に減少することに伴いまして、組合議会議員の定数及び選挙方法につきまして、この度、変更するものでございます。

お手元に配布をさせていただいております退職手当組合規約変更の新旧対照表に基づきましてご説明をさせていただきます。右側が現行、また左側の方が変更案でございます。まず、第2章の組合議会の中で、議会の組織及び選挙の方法でございます。第5条中、組合定数関係を定めるものでございます。定数19名を12人と定めるものでございます。また、旧現行の1号から2号ありました関係を4号に分別をさせていただいております。そういう状況の中で、12名の定数に変更するものでございます。続きまして、第6条関係、議員の任期でございますが、現行任期は2年でございますが、4年と定めるものでございます。

続きまして、第9条の関係でございますが、現行につきましては組合長1名、副組合長3人及び収入役1人を置くという状況でございますが、変更案につきましては、組合長、副組合長及び収入役、各1人を置くという状況でございます。2項の選挙の方法でありますけども、議員の内からという現行でございますが、組合市町の長の内から選挙するということでございます。3項の組合長及び副組合長は、議員を兼ねることができないということでございます。

続きまして第9条の2でございますが、議員の任期でございますが、組合市町の長の当該任期によるという現行でございます。

次、2ページでございます。4項の監査委員さんの任期でございますが、現行は2年でございますが、監査委員さん4年と定めるものでございます。別表の1につきましては、線を引かせていただいておりますところについては抹消させていただき、別表第2条関係については別表のように定めるものでございます。今回のこうした退職手当組合の規約の改正前については6市11町、15の一部事務組合であり、計32団体が現行の加入団体でございます。それが今回の改正後の32の団体になるわけでございます。改正前につきましては、6市19町の17の一部事務組合、42団体が加入をいたしたものでございます。10団体の合併等によりまして、42団体が32団体になるという今回の改正内容でございます。

以上で、要点の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

松 浦 議 長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

熊 高 議 員 議長。

松 浦 議 長 10番、熊高昌三君。

熊 高 議 員 10番、熊高です。合併に伴う体制が変わったということで、規約も変わったというふうに説明がございましたが、新旧対照表を見ますと組合の 議会の数も19人から12人になっとるというふうな状況でありますが、

この中でちょっと今回変わった経緯について、お伺いしたいというふうに 思いますが、現行、旧でありますと組合市町の長から12人で、議員から 7名という数であったわけでありますけども、今回いわゆる首長さんと議 会が同数になったということですよね。ですから、以前であれば、首長さ んの方が数が多かったんですが、今回同数になったという、そういった経 緯についてお伺いしたいということが1点。特に一部事務組合ですから、 執行部の方が組合の執行機関を当然やるというのは普通だろうと思いま すが、執行部の方の首長も議員になっとるというふうな状況にありますね。 新しい9条の方では組合市町の長から組合長を選ぶというふうなかたち になっとるんで、かなり議会と執行部との関係が変わっておるんですね。 こういった経緯について少しお伺いしたいということと、関係するという ことでちょっとお伺いするんですが、この退職手当組合の関係、かなりの 額になろうと思いますが、安芸高田市の関係で言えばどのくらい納めて、 どのくらいの額が退職金として出ておるのか。特に16年度はまだ決算を してないと思いますから15年度決算あたりは出ておると思いますので、 そこらの大まかな数字、安芸高田市として15年度は安芸高田市ではない ですから、その辺の概要について、併せてお聞きしたいというように思い ます。

松 浦 議 長 答弁を求めます。総務部長、新川文雄君。

新川総務部長

議長。今回のご提案をさせていただいております関係等につきましては、 当然退職手当組合の組織の中にも現行の委員さん等いらっしゃる中で、先 ほどからご説明をいたしましたように、町の団体、また一部事務組合等の 変更というのがですね、非常に広域合併等によりまして、減額となってお る状況でございます。そういう状況の中から、当然こうした退職手当の組 織の中におきましてもですね、多少スリム化という状況の中で、今日まで 整理をされた経過だろうと考えております。そういう状況の中でですね、 そうした定数というのも定めをさせていただいとるんではなかろうかな と思っております。

それと、今回の退職手当組合に伴います負担金等につきましては、17 年度の当初予算に伴います負担につきましては、4億2千300万あまり のですね、負担をさせていただいております。当然、全職員に対する負担 等でございますので、一昨年度よりかはですね、6 1 0 万ばかりのですね、 減額措置で、この負担を納入をさせていただいとるとこでございます。以 上でございます。

松浦議長 他に質疑はございませんか。

熊 高 議 員 以前の状況についての説明がもれています。

松浦議長 答弁を求めます。総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 はい。16年度の状況につきましては、確かにまだ決算をしておりませ ん。現在、手持ち等の資料も持っておりませんし、現在、決算等にもまだ させていただいておりません。そうした額の確定の状況を見ながら各また、 ご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

松 浦 議 長 質問の主旨と答弁をきちっとして下さい。 答弁を求めます。総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 はい。申し訳なく思っております。15年度の決算につきましては、現在手持ちをいたしておりません。先ほど17年度の大体、本年度予算を計上させていただいております数字をご説明させていただきました。後ほどですね、15年度の決算につきましては、またご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

松浦議長よろしいですか。

熊 高 議 員 参考資料を出して下さい。

松 浦 議 長 はい。他に質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

ないようでしたら、これをもって質疑を終わります。

松 浦 議 長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松 浦 議 長 これより議案第53号、広島県市町職員退職手当組合規約の変更につい ての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 [起立多数]

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第54号 広島県市町公務災害補償組合規約の変更について

松 浦 議 長 日程第9、議案第54号、広島県市町公務災害補償組合規約の変更につ いての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 議案第54号、広島県市町公務災害補償組合規約の変更についてでござ います。

本案は、組合議員及び監査委員の任期を4年に変更すること、また市町村の広域合併に伴い、佐伯郡湯来町、御調郡御調町及び向島町、甲奴郡総領町、比婆郡口和町、高野町、東城町、比和町及び西城町並びに豊田郡地方税整理組合が脱退されたことから、市町村合併の特例に関する法律第9条の3、第1項の規定に基づき、同組合の規約を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松浦議長新川総務部長。

新川総務部長 議案第54号、広島県市町公務災害補償組合規約の変更につきまして、 要点のご説明を申し上げます。

今回の変更につきましては、組合議員また監査委員の任期を4年に変更すること、またこの度の市町村の広域合併に伴いまして、変更を定めるものでございます。お手元に配布させていただいております組合規約の変更の新旧対照表に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、6条関係でございますが、組合議員の任期でございますが、現行につきましては2年、変更案につきましては4年と定めるものでございます。

続きまして、第11条の3、監査委員の任期でございますが、現行につきましては2年を変更につきましては4年と定めるものでございます。別表につきましては、棒線を引かせていただいておりますが、現行の棒線と変更につきましては、そこに掲げておる団体のものでございます。附則といたしまして、この規約につきましては、広島県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

また、2項の方でこの規約の施行に際しまして、現に議会の議員及び監査委員の職にある者の任期は、改正前の規約により推薦された日、または選任された日から起算するというものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

松 浦 議 長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松 浦 議 長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終わります。

松 浦 議 長 これより議案第54号、広島県市町公務災害補償組合規約の変更につい ての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

松 浦 議 長 お諮りいたします。

この際、11時15分まで休憩といたします。

午前11時00分 休憩 午前11時15分 再開

松 浦 議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再開に始まりまして、ただ今、熊高議員からの質問の補足説明、答弁を 求めます。総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 はい。退職手当組合に伴います15年度の決算額でございます。この1 5年度の決算につきましては、旧6町、またそういう関係連合、また地区 消防そういう状況の中でですね、決算をさせていただいております。15 年度の納付額については、2億7千223万1千559円の納付をさせて いただいとるとこでございます。このことにつきましては、非常に旧町の 状況の中ではですね、その退職手当組合に負担をいたします旧町の退職者 の状況によりまして、その負担割合等、また財源をですね、確保されてお ったんではなかろうかと思っております。負担金的なかたちにつきまして は、1千分の80から1千分の200までのですね、それぞれの各旧町村 ごとに支払をしておられる状況でございます。

> 今回は、こうした17年度の計画等と比べますと、4億2千387万3 千円の予算計上をさせていただいておりますけども、合併等によりまして、 退職手当組合等の財源負担の推計、またそういう状況等のですね、勘案を させていただき、1千分の200の負担を納入をさせていただいとるとこ でございます。基本給に対してのそういった調整の額の負担という状況で ございます。以上でございます。

松 浦 議 長 以上で説明を終わります。

熊 高 議 員 私は資料を出してもらやあええと思いよったんですが、それから15年 度の決算の資料はあるんでしょ、あれを出してもらえればいいですよ。

松 浦 議 長 新川部長、資料を後から出して下さい。

新川総務部長 はい。

日程第10 議案第55号 安芸高田市向原総合福祉センター条例の

一部を改正する条例

日程第11 議案第56号 安芸高田市公の施設の指定管理者の

指定同意について

【安芸高田市向原総合福祉センター条例関係】

松 浦 議 長 お諮りいたします。

日程第10、議案第55号、安芸高田市向原総合福祉センター条例の一 部を改正する条例についての件及び日程第11、議案第56号、安芸高田 市公の施設の指定管理者の指定同意についての件を、一括議題といたした いと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、さよう取りはからいます。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児 玉 市 長 議長。

松浦議長市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 はい、議長。議案第55号、56号でございます。安芸高田市向原総合 福祉センター条例の一部を改正する条例でございます。議案第55号及び 議案第56号につきましては、関連する議案でございますので、一括して ご提案をさせていただきます。

まず、安芸高田市向原総合福祉センター条例の一部を改正する条例でございますが、本案は、仮称特別養護老人ホームの建設に伴い、向原総合福祉センター条例に規定しているふれあい広場及びいきいき農園を特別養護老人ホームの建設の施設及び駐車場とすること、またレジオネラ菌等の感染症予防を目的として、市民への浴室の一般開放を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案56号の安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意についてで ございます。安芸高田市向原総合福祉センター条例関係でございます。

次に、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について説明を申し上げます。本案は、地方自治法第244条の2、また安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続きに関する条例の規定に基づきまして、安芸高田市の公の施設の管理について、指定管理者の候補を選定し、指定の同意を求めるものでございます。

今回指定管理者の指定同意を求める公の施設といたしましては、向原総合福祉センターでございまして、これまで安芸高田市社会福祉協議会を指定管理者としておりましたが、より有効な施設利用及び施設管理の観点から、社会福祉法人ちとせ会に指定管理者を変更しようとするものでございます。以上、議案第55号及び議案第56号について、一括して提案理由の説明を申し上げました。よろしくご審議を賜るようにお願いを申し上げます。

松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長議長。

松 浦 議 長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

失礼いたします。それでは、議案第55号、56号と一括上程された案件でございますが、ただ今市長の方からございましたように、安芸高田市 向原総合福祉センター条例の一部を改正する条例の方から、要点について 説明を申し上げます。

お手元の方に説明資料といたしまして、改正案現行というものをお配りしておると思いますけども、現在、向原総合福祉センターにおきまして、この施設に併設して特別養護老人ホームを建設をいたしております。それで、この説明資料の方の現行ですね、右側の第3条の2号のウ、ふれあい広場、こちらが現在特別養護老人ホームの建設をしておるところでございます。それから工のいきいき農園がございますが、これは新しく山の手にですね、駐車場として整備をしたところでございます。そういうことで、この条例から削除するというものでございます。

それと、第7条のところでございますが、先ほど市長の方からございま したように、高齢者の介護サービス施設の衛生面、デイサービスでの浴室 一般開放をしておりましたけども、高齢者介護施設サービスの衛生面の確 保の観点から、浴室部分を一般開放をなくするというものでございまして、 これが第7条の2号浴室午後1時から午後7時までというのが書いてご ざいますが、削除するというものでございます。それに伴いまして、2ペ ージの方に参りまして、上の方のいきいき農園の方の使用料は無料とする というのをただ今駐車場になりましたので、そこを削除する。そして下の 方の表の中の別表第11条の関係でございますが、浴室の1人1回につき 3 1 5 円いただいていたものを、これを一般開放を止めるということによ り削除する。それから下のふれあい広場の方を現在、特養の建設となって おりますので、これを削除するというものでございます。それから、議案 第56号でございますけども、これも先ほど市長の方からございましたよ うに、指定管理についてと、この平成17年8月1日で安芸高田市社会福 祉協議会から社会福祉法人ちとせ会への変更について、同意を求めるもの でございます。現在、福祉センターに併設いたしまして、平成18年3月 の運営開始を目指して特別養護老人ホームを建設中でございます。この特 別養護老人ホームの運営は、旧向原町での議論を踏まえまして社会福祉法 人ちとせ会と協議をいたしております。入所施設である特別養護老人ホー ムと在宅サービスの拠点であります向原総合福祉センターの管理運営の 一体化を図ることが、市民にとっても在宅から施設まで一体的サービスを 受けることができ、福祉の充実につながると思っております。また、施設 の運営面からも効率化が図られるため、運営主体の統一を図りたいとする ものでございます。なお、向原総合福祉センターの管理の移行につきまし ては、安芸高田市の市、市社協、ちとせ会の3者で平成17年4月8日に 基本合意をいたしております。よろしくお願いいたします。以上でござい ます。

松 浦 議 長 これをもって要点の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

明木議員議長。

松 浦 議 長 1番、明木一悦君。

明 木 議 員 はい。この度、特養の建設にあたりですね、いきいき農園等がなくなったということなんですけども、今ですね、老人福祉の関係でですね、園芸治療法というものが非常に盛んになってまして、そのあたりでですね、高齢福祉にですね、非常に有効な活用がされてます。その面でこういうところにですね、そういう園芸場とかですね、今後設けられるのか、設けていただければですね、非常にそういうことで高齢者の方も福祉増進になるんじゃないかと思われるんですけど、そのあたりはお考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

松 浦 議 長 答弁を許します。

福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

はい。ただ今、いきいき農園等のですね、高齢者の方そうしたリハビリにもなるしということでございますが、そこの敷地に関しまして今後どの程度空き地ができるかというところも勘案いたしまして、また今後そこらを設けるかどうかについては検討してみたいと思います。以上でございます。

松 浦 議 長 他に質疑はございませんか。

熊 高 議 員 議長。

松 浦 議 長 10番、熊高昌三君。

熊 高 議 員

はい。議案56号に関係してちょっとお伺いするんですが、指定管理者 制度によって、ちとせ会の方に移行するということで、こういった方向と いうのは非常に良いことだというふうに理解をしておりますが、これまで 市の社会福祉協議会が関わってきたということ、そういう流れの中でいる いろ社協と市との関係も含めてですね、いろいろ議論をされておるという のは、市長も福祉保健部長も充分ご存知だと思うんですが、各旧町の支所 と社協の支所ですね、こういった関係も含めて連携をどうしていくんかと いう議論もされておる中で、社協がここから関わりをなくしていくという ことの中で、向原の社協がどういった位置付けで今後向原の社会福祉関係 のことに関わっていくのか、そういったことも非常に整理をする状況にき ておるんじゃないかなという気がするんで、例えばこの施設のどこにおる んかということも課題があるんじゃないかと思うんです。これは全市的な いろいろ課題も当然あるというふうにご認識されとると思うんですけど、 特にこういったかたちに向原がなった状況の中で、社協と市の関係という のをどんなふうに今後どうされていくのか。1点お伺いしておきたいと思 います。

松 浦 議 長 答弁を許します。

福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

はい。今回ですね、指定管理者の指定を変更するということで、今まで安芸高田市の社会福祉協議会の向原支所があそこでいろいろと在宅福祉に関して担っていただいたわけでございますけども、今回こういうかたちで指定管理を変更するにあたり、向原社協さんの支所ですね、支所は行政の方の向原支所の中へ事務所を構えていただくようになっております。そうした中で、今までいろいろと社会福祉協議会として地域住民の方にいろいろと関わってきていただいたわけでございますけども、今後ですね、地域福祉でそうした向原の総合福祉センターでやっていただいていた在宅の施設での事業というものは、ちとせ会の方でやっていただくわけでございますけども、そうはいってもやはり地域での社会福祉協議会のある役割は大きいものがあると思います。そうした中で、社会福祉協議会もですね、今後、そこがなくなったからもうないっていうんでなくって、地域での福祉に、地域福祉の方へ行政も一緒に連携を取りながら社会福祉協議会の中でやっていっていただきたいと思っております。以上でございます。

熊 高 議 員 議長。

松 浦 議 長 10番、熊高昌三君。

熊 高 議 員 部長が言われたように、是非そういった方向にですね、社協と市の連携というものもこの事業から関わりがなくなってもですね、して欲しいという思いがしますし、社協全体にしても事業部門から地域福祉を中心にというような、そういった方向にシフトするという方向だというふうに認識をしておりますし、社協の方に市からも経費の削減とかそういったものも含めて協議をする中でですね、人員の削減とそういったものを指導をされとるという状況です。そこらで、市の支所に社協も入っていくということになればですね、市の職員と社協の職員が連携をして、地域福祉に関わっていくという状況が生まれてこようと思いますんで、そういった面で社協にそういった不安がないような市の関わり方というのをですね、この際、こういった機会を通じて是非とも取り組みをしっかり双方協議した上でですね、して欲しいということをお願いし、そういった方向の考えを確認をしたいと思います。

松 浦 議 長 答弁を求めます。

福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい。ただ今の熊高議員さんのご質疑でございますが、やはりそうした 切って切れない社協と市行政の福祉の関係ですね、これは連携を密にしな がら地域福祉に取り組みをしていきたいと思います。以上でございます。

入 本 議 員 議長。

松 浦 議 長 14番、入本和男君、質疑を許します。

入本議員 説明資料の中にこの度の浴室が削除された理由の中に、非常に一般人は 衛生面から排除という言葉が出て、一般人は衛生面がないんかなと、非常 に私も言葉尻を取れば非常に寂しい思いをするわけなんですが、これも甲 田の中でですね、そういうふれあいセンターができた場合に、デイサービ スの運営上、是非一般も入れたらどうかという問題があったようですが、 甲田の場合はやっぱりデイサービスの運営上、非常に運営の中で支障が出 るんじゃないかというかたちでなくなったわけなんですが、ここの衛生面 から排除言われましたけど、1回につき315円の利用者はどの程度あっ たんでしょうか。

松浦議長答弁を求めます。

福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい。利用者はですね、昨年、16年度はゼロ人でございます。15年度5名、14年度が3名、13年度が3名で、12、11とゼロの状況でございます。

入 本 議 員 議長。

松 浦 議 長 14番、入本和男君、質疑を許します。

入 本 議 員 だから一般の衛生面から排除という分についてのご説明をちょっとお 願いしたいんですが。

松 浦 議 長 答弁を許します。

福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

すいません。衛生面の確保の観点からということで、排除という言葉を使いましたかね。施設を預かられるちとせ会といたしましても、デイサービス専用でのそういう浴室にしたいということでございまして、やはリー般の方がですね、午前中デイサービスで使って、午後は一般の方にいろいると不特定多数の方にご利用いただくということは、やはり衛生面の観点から一般開放部分は止めたいということでございます。

松 浦 議 長 暫時休憩といたします。

午前 1 1 時 3 5 分 休憩 午前 1 1 時 3 7 分 再開

~~~~~~~ ~~~~~~~

松 浦 議 長 休憩を解きまして再開いたします。

ただ今、入本議員の質問に対する答弁といたしまして、沖野和明課長に 高齢者福祉課長、沖野和明課長の説明を求めます。

**沖野**高齡者福祉課長

それでは入本議員さんのご質問にお答えいたしたいと思います。現在、 総合福祉センターでは、午前中デイサービスに来られた方への入浴サービ ス、そして午後に一般開放という手法でしております。一般開放につきま しては、申請を事務室で受けまして、そしてご本人さんに脱衣場へ行って いただいて、入浴をしていただくという状況でございます。なお、一般開 放につきましては、プライバシー等もございまして、脱衣場まで行って本 人さんを確認するという行為ができないということが現状でございます。 なお、デイサービスにつきましては、非常に介護度の高い方が来ておられ まして、体力的にも非常に弱っておられる、そういう状況がございます。 そうした中で一般開放で来られた方が確認できない中で、最近よく高齢者 福祉施設で感染症等の、皮膚の感染病等あるいは、一昨年ぐらいからレジ オネラ菌の対策等が非常に衛生面で言われております。今回の指定管理の 変更の中で、ちとせ会と協議をする中、やはり高齢者福祉施設、特に体力 的にも弱い方へサービスを提供する施設においては、そうした確認できな い入浴について、やはり避けるべきではないかと、そういうような議論の 中で、この度の浴室の一般開放を廃止をさせていただきたい、こういうも のでございます。以上でございます。

松 浦 議 長 入本議員、よろしいですか。

入本議員 はい。

松 浦 議 長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松 浦 議 長 お諮りいたします。

本案 2 件につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案 2 件については、文教厚生常任委員会に付託し、審査する ことに決定いたしました。

日程第12 議案第57号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

松 浦 議 長 日程第12、議案第57号、安芸高田市火災予防条例の一部を改正する 条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児 玉 市 長 議長。

松浦議長市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 議案第57号、安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例でござい ます。

本案は、消防法等が改正されまして、指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の取り扱いについて、貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準を条例で定めることとされたこと。また再生資源燃料が指定可燃物の品名に追加されたこと及び住宅に住宅用防災警報器等の設置が義務付けられたこと、並びに燃料電池発電施設が新たに対象火気施設等へ位置付けられたことなどに伴いまして、国が示す例に基づいて、火災予防条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例改正については施行期日が複数で、同一の条項を一定の期間経過後に、さらに改正する必要がございますから、本則で3条に分けて段階的に改正するものでございます。以上、よろしく審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

村上消防長議長。

松浦議長消防長、村上紘君。

村上消防長 はい。それでは、本案は提案理由にもありましたように、施行期日が複数で同一の条項を一定の期間経過後、さらに改正する必要があることから、本則で3条に分けて段階的に改正をするものでございます。

まず、提出させていただいております条例案の1ページから2ページにかかりましては、環境問題から急速に普及しつつあります燃料電池発電設備について、都市ガスやLPガス等から水素ガスを生成するための改質器というものを使用しまして、加熱をしながら設置していくということから、その設備に対しまして、新たに火を使用する設備としての位置、構造及び管理の基準について定めたところでございます。

また、2ページの下段にあります内燃機関を原動力とします発電設備につきましては、出力10キロワット未満のものにつきましては、異常が発生した場合に安全を確保する設備が講じられたものにつきましては、屋外

において、建築物から3メーターの距離を要しない等の緩和措置をするものでございます。今まで3メーター以上離しなさいという条例規制がされておりましたが、それを緩和するというものでございます。

次に、3ページの上段、煙突の基準につきましては、煙突に関する建築 基準法施工例の規定が改正されましたことに伴いまして、建築基準法施行 令の規定を準用することに所要の整備を図ったものでございます。

次に、3ページの中段、地下タンクのタンク室省略工事において、外面保護の方法が危険物の規制に関する政令及び危険物の危険に関する規則の改正に併せまして、改正をさせていただくものでございます。地下タンクに関する規定につきましては、公布の日から施行し、その他については平成17年10月1日より施行いたすものでございます。

次に3ページから12ページにわたりましての第2条では、少量危険物及び指定可燃物について、従来の規制内容を「貯蔵し、または取り扱いの基準」と「貯蔵をする場所の位置、構造及び設備の基準」に整理をしたものでございます。また、12ページの中段あたりになります再生資源燃料につきましては、新たに指定可燃物として綿花類に準じて貯蔵及び取り扱いの技術上の基準及び貯蔵し、また取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準を定めたものでございます。この規定につきましては、平成17年の12月1日を施行日とするものでございます。

次に15ページの下段から第3条でございます。住宅火災による死傷者が増加傾向で推移し、今後高齢化の進展に伴います増加をする恐れがあるとして、消防法の改正により住宅に住宅用防災警報器等の設置が義務付けられることとなりました。政令で定める基準については、住宅用防災機器等の設置及び維持の基準に新たに定めたとおり、定められたものであります。この規定は平成18年の6月1日から施行となります。また、消防法において既存の住宅への適応は条例に委任をされていることから、附則におきまして平成23年5月31日までは適用しないとするものでございます。

また、20ページに、この第3条に関する一般住宅の防災用機器等につきましては、消防長が特に認めた場合には、この適応を除外するという適応除外が、条文が入っております。いずれにいたしましても国が示します例に習いながら、所要の改正を行うものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

松 浦 議 長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

熊 高 議 員 議長。

松 浦 議 長 10番、熊高昌三君。

熊 高 議 員 はい。時代の変化に対応する改正だと思いますが、非常に専門的で範囲 の広い内容だと思いますんで、我々も充分中身を精査してということには なかなかなりませんけども、市民にとっては特にまた非常にわかりづらい こともあろうかと思いますんで、この法改正に基づくいろんな内容をですね、今後市民の皆さんにわかりやすくどんなふうなかたちで伝えていくのか、その辺の取り組みについてお伺いしたいと思います。

松 浦 議 長 答弁を求めます。

消防長、村上紘君。

村上消防長 はい。基本的には危険物に関するものにつきましては、個人が関係する場合には、業者等に委託をして届け出をするというようなスタンスを一般的には取っておられます。業者の皆さん方は、法の条例等は充分熟知しながら届け出をもって参りますんで、その時点でご指導していくということになると思います。

今のご質問は特に一般住宅の警報設備等のことがウェイトが大きいんだろうと思いますが、この分につきましては18年の6月1日からの施行につきましては、新たに新築されます対象物に対しては6月1日から施行ということになります。そうしますと、一般的には吉田町内、都市計画地域内につきましては10平米以上、全部確認申請が必要となって参りますんで、業者の方から確認申請が出る時点でご指導して参りたい。それからそれ以外の地域につきましては、面積が大きくなる部分以外は確認申請が出て参りません。基本的には既存の一般住宅も含めまして、これから市の広報、また消防署がいろんなところに出向いていきます時にチラシ等を持ちながら、一般住民にはこういう内容についてを具体的にご説明して参りたい。

それと、国が要点の大きな理由としておりますのは、高齢者の死傷者が 非常に大きいということで、逃げ遅れということから、この警報器を設置 することとなりました。安芸高田市につきましては、ずっと今消防の方が 一人暮らしの高齢者に対しましては、年に1度必ず査察ご指導して参って おりますので、そういう場を利用しながら個人的にはご指導して参りたい と、このように考えております。以上でございます。

松 浦 議 長 他に質疑はございませんか。

今村議員 議長。

松 浦 議 長 16番、今村義照君。

今村議員 1点だけお伺いをいたします。現在、確かに専門的なことなんですが、 併用住宅でですね、500平米から300平米の防火対象物については、 住宅用の防災警報を設置するのが望ましいということの変更だろうと思 います。そして、広島市の消防局とか、あるいは海田の方の消防署では、 16号の対象物に規定する面でですね、住宅部分の一部設置基準を免除す るという方向でされております。そのことによって設置の促進化を図ると いうのが目的だと思うわけでございますが、この点について、当消防署の 方はですね、どのようにお考えなのか、1点お聞きをしたいと思います。

松 浦 議 長 答弁を求めます。

消防長、村上紘君。

村上消防長 店舗併用住宅または16号の複合住宅等についてだろうというふうに

ご質問の理解をさせていただきます。店舗住宅または複合住宅につきましては、現在、自火報とか、それに変わるような消防設備がついておるようなものについては、同等以上という考え方で免除というものを考えていきたいというふうに考えております。それから店舗併用住宅等で店舗と住宅部分が出入り口が別の場合につきましては、これは1戸の住宅部分という考え方で規制をかけさせていただきたい。店舗から住宅等へ入っておる部分でも、先ほど言いましたように、自火報等の設備が強化されとるものにつきましては、もうそれで免除という方向で行かせてもらいたいと。それから複合住宅についての基本的な考え方は同じということで、この設備以上の設備がついておるものにつきましては、もうそれは免除というかたちで理解していただければよるしいというふうに理解をいたしております。以上でございます。

松 浦 議 長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

松 浦 議 長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松 浦 議 長 お諮りいたします。

これより議案第57号、安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例 の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 [起立多数]

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

松 浦 議 長 お諮りいたします。

12時の時間が来ておりますので、この際13時まで休憩といたします。

午前11時55分 休憩 午後 1時00分 再開

日程第13 議案第58号 平成17年度安芸高田市一般会計

補正予算(第1号)

松 浦 議 長 それでは、時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第13、議案第58号、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算 第1号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児 玉 市 長 議長。

松浦議長市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 議案第58号、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算第1号でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5千347万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ229億3千347万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金2千200万円、県支出金が8千43 1万4千円、繰入金が2千207万8千円、諸収入808万円、市債1千700万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費が2千191万6千円、民生費200万円、 衛生費170万円、農林水産業費8千265万6千円、商工費700万円、 土木費4千万円、それぞれ追加し、教育費180万円を減額するものでご ざいます。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を38億7千46 0万円と定めるものでございます。

よろしくご審議を賜りたいと思います。

松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わり、この際、担当部長より要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松浦議長新川総務部長。

新川総務部長 議案第58号、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算第1号の要点 のご説明を申し上げます。

まず、8ページをお開き下さい。歳入でございますが、14款の国庫支出金、2項の国庫補助金、5目の土木費国庫補助金2千200万円の増額でございますが、地方道路整備臨時交付金を増額するものでございます。

15款の県支出金でございます。2項の県補助金、4目農林水産業費県補助金8千431万4千円の増額は、水耕ネギ施設の冷却器整備費補助金として新農林水産活性化総合支援事業補助金としまして217万8千円、有害鳥獣対策費補助金として213万6千円、育雛鶏舎建設事業補助として6至振興事業補助金として8千万円を計上するものでございます。

次に18款の繰入金、1項の特別会計繰入金でございます。1目の老人保健特別会計繰入金2千207万8千円の増額は、平成16年度の老人保健の特別会計の法定繰入の精算分でございます。

9ページをお願いいたします。20款の諸収入でございます。5項の雑入、4目の雑入で808万円の増額は、市有財産災害共済金として管財課関係分が48万円、また財団法人の自治総合センターからのコミュニティ助成金として自治振興課関係雑入といたしまして760万円を計上するものでございます。

続きまして、21款の市債でございます1千700万円の増額でございますが、道路整備事業に充当いたします起債を増額するものでございます。 続きまして、歳出でございます。10ページをお開き下さい。まず、2 款の総務費、第1項総務管理費、6目の基金管理費443万2千円の増額 は、財政調整基金への基金積立でございます。7目の企画費524万5千円の増額は、本年8月から予定をいたしております予約乗合タクシー試験運行業務にかかります費用を計上するものでございます。11目の行政情報処理費415万4千円の増額は、ネットワーク経費といたしまして広域ネットワークLAN配線修繕費、また庁舎LAN配線工事費113万円を増額し、住民税法等の法改正に伴いますシステムの改修委託費302万4千円を計上するものでございます。12目の自治振興費808万1千円の増額は、自治振興支援費といたしまして財団法人自治総合センターの助成を受けて実施いたします、甲田町・美土里町の振興会へのコミュニティ助成事業補助金として760万円を計上し、また雷被害によります高宮湯の森の警報機等の修繕費48万1千円を計上するものでございます。

続きまして、13目の地籍調査費でございますが、業務の特殊性を考慮いたしまして、人的業務委託費を賃金に費目の組み替えをするものでございます。

3款の民生費でございます。1項の社会福祉費、4目の老人福祉費260万円の減額は、レセプト点検員の減による人的業務委託費の減でございます。

1 1 ページをお願いいたします。 2 項の児童福祉費、 2 目の保育所費 5 0 0 万円の増額は 3 才未満児の入所増に伴います保育士の人的業務委託の増でございます。続きまして 3 項の生活保護費、 1 目の生活保護総務費 4 0 万円の減額は、レセプト点検員の人的業務委託費の減でございます。

4款の衛生費、1項の保健衛生費、3目の母子保健費100万円の増額、 また4目の老人保健費70万円の増額は、栄養士の指導日数の増加に伴い ます人的業務委託費の増でございます。

12ページをお願いいたします。6款の農林水産業費、1項の農業費、4目の畜産振興費8千47万8千円の増額は、美土里堆肥センター屋根、ブロアー修繕費及び強い農業づくり交付金事業といたしまして、有限会社向原農園に育雛鶏舎建設事業補助金8千万円を計上するものでございます。5目の地域営農費217万8千円の増額はJA北部農協が事業主体といたしまして実施する水耕ネギ施設冷却機整備補助金を計上するものでございます。

13ページをお願いいたします。7款の商工費でございます。1項の商工費、2目の商工業振興費でございますが、700万円の増額。JR向原駅の地場産業振興センター改修工事費を増額するものでございます。

8 款土木費、2 項の道路橋梁費、3 目の道路新設改良費でございますが、 4 千万円の増額は市道長田隠地線の改良工事事業を増額するものでござ います。

10款の教育費、2項の小学校費の1目の学校管理費170万円の増額は、甲田小学校給食調理員の病気休暇に伴います給食調理員人的業務委託を増額するものでございます。

14ページをお願いいたします。同教育費といたしまして3項の中学校

費で1目の学校管理費の160万円の減額は、朝光寮の非常勤制度の改正に伴いまして、人的業務委託費を減額するものでございます。5項の社会教育費、1目の社会教育総務費140万円の増額は、生涯学習課に臨時職員配置に伴います人的業務費の増でございます。6項の保健体育費、2目の学校給食費150万円の減額は、正規職員の配置変更に伴いまして、給食調理員の人的業務委託費を減にするものでございます。3目の体育費180万円の減額でございます。B&Gの海洋センターの館長の勤務時間増加に伴いまして、事務員の労働時間の減少による人的業務委託費の減でございます。

4ページに戻っていただきたいと思います。地方債の補正でございます。 土木事業債を1千700万円を増額いたしまして、補正後の借入限度額を 38億7千460万円とするものでございます。以上で、要点のご説明を 終わります。よろしくお願いをいたします。

松 浦 議 長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉原議員議長。

松 浦 議 長 13番、杉原洋君。

杉 原 議 員 13番。12ページの農林水産業費の中で、畜産振興費でですね、先ほ ど説明があったんですが、向原町の畜産振興事業8千万ですよね、あれの 内容をですね、具体的な説明を求めます。

同時にですね、13ページの商工費でありますが、これを説明聞きますのに、商工業振興施設管理費工事請負費が665万円、これ地場産業センターの増築費と説明を聞いたんですが、承知をしておりますが、当初2千500万円までの当初予算が付いておったように思います。そうした中で今回665万円が追加されることはどういうふうな変更になったんか、その理由をですね、求めるものであります。説明を、以上であります。

松 浦 議 長 ただ今の質問に答弁を許します。

清水産業振興部長。

清水産業振興部長

それでは最初のご質問でございます。13ページの畜産振興費の中の畜産振興事業費として8千万円を補正増としております。これにつきましては、先ほど要点説明を申し上げましたが、事業主体が向原の有限会社向原農園でございます。この事業は国の事業を活用をいたしまして、事業主体が向原農園が実施をするものでございます。これまで県の方と直接向原農園さんの方が補助関係の申請等の手続きを協議をされまして、予算的には市の予算を通して補助金を向原農園さんの方へ流していくというかたちになります。

現在は、42万6千羽の鶏卵を主に事業を展開をされておりますが、この今回事業を行いますのは、育雛鶏舎と言いまして、雛を育成をする鶏舎でございます。これまでは、市外から雛の育成したものを納入ということをされておったようでございますが、病気等の関係もございましてコスト

削減を図るという意味で自社で雛を育成して、業へ充てていくということでございます。

2分の1の補助事業でございますので、8千万円の補助を受けまして約 1億6千万円の事業を実施されるということでございます。

それから、13ページの商工費、商工振興費の商工振興施設管理費の7 00万円の補正でございます。ご質問にありましたように、当初で250 万円の補正をお願いし、議決をいただいておるものでございます。当初の 段階ではこの駅の地場産業振興センターにつきましては、これまで商工会 さんを窓口としてこれまで協議を進めてきております。3月の当初予算の 段階では入店者の確定といったところまでの計画が整っていなかったと いうこともございます。この度、入店者3店が決定をいたしました。この 3店と併せて南の市の玄関口というような位置付けもございます。市の観 光案内所も、あるいは市の特産品の展示というようなコーナーも含めて商 工会の方で管理運営をしていただくということで、市の方は向原町商工会 と施設の管理運営についての委託契約を結びまして、商工会の方で入店者 等の選定を行っていただきました。こういうことで、本格的にその地場産 業振興センターの再開を行うものであります。12月の定例会においても 市長において答弁をさせていただいておりますが、今年度中、早い内に開 店をするということでございます。時期的にはこの補正をお願いをさせて いただきまして、工事を行いまして、大体9月に入って開店をするという ような段取りになろうと思います。

ひとつ、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

松 浦 議 長 他に質疑はありませんか。

青原議員 議長。

松 浦 議 長 11番、青原敏治君。

青 原 議 員 はい。11ページの児童福祉費の中の保育所費ですね、あの委託料500万円の詳細説明と、かなり人的な委託料がここに載っておりますので併せて教育委員会の方で、教育費、学校給食費ですね、14ページの委託料。それと教育費の小学校費の中で170万円の詳細なる説明をしていただければありがたいんですが。まだ他にも学校給食とかがありますので、併せて回答説明をいただければというふうに思います。

松 浦 議 長 ただ今の質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

はい。それでは11ページの児童福祉費、保育所関係の補正額についてご説明いたします。4園でプラスマイナス500万円の補正増の額でございますけども、これ先ほど総務部長もありましたように、園児の入所園児の増減によりまして、今回整理をさせていただいております。まず、ひまわり保育所でございますが、400万円の減でございます。これは、3才未満児の減少によりまして委託保育士5名が3名になったということでございます。それから船佐保育所におきましては290万円でございますが、3才未満児が増加によります委託保育士の2名が3名になったという

ことでございます。それから小原保育所330万円でございますけども、 これにつきましては正規職員がこの4月に異動がありまして、正規職員1 人減によりまして委託保育士を1名ほど増やしております。 そうしたかた ちでそこが増員になっております。それから向原こばと園におきましては、 やはり2歳児の増加によりまして委託保育士が1名ほど増員になってお ります。そうしたことで、当初最初の予算を組みました時点より、実質4 月1日での保育所への入所時の異動につきまして、こういうかたちでの人 的な保育士さんですね、これの増減によります金額の増減でございます。 以上でございます。

松 浦 議 長 続きまして、教育次長、杉山俊之君。

杉山教育次長 はい。13ページの小学校費の委託料の関係でございます。170万の 増でございますが、先ほどもご説明がありましたように、正職の調理員が 甲立小学校2名配置されておりましたが、その内1名が4月以降病休で休 んでおります。それにかわる委託業務の増で1名増の委託料をお願いする わけでございます。

> それから14ページの保健体育の学校給食費の委託料、全体では減額の 150万になっておりますけど、それぞれの給食センターの関係の増減に よるところでございますが、まず吉田学校等給食センター、正規の職員が 6 名配置されておったわけでございますが、4 月の人事異動によりまして 2 名減による委託者の増によるものでございます。それから八千代町の学 校給食センターの関係でございますが、八千代町の学校給食センターは正 規の職員がおられなかったということで、非常勤特別職で運営をされてお ったわけでございますが、今回の人事異動によりまして、正規の職員が1 名配置になったということによる委託の職員さんが6人が5人に減った ということでございます。それからその下の美土里の学校給食調理場でご ざいます。280万円の減でございますが、正規の職員さんが人事異動に よりまして1人増になったということで、委託の方が4人から3人に減っ たということで、減額をしております。それから15ページの高宮学校等 給食共同調理場でございますけど、3月31日で正規の職員さんがおられ ましたけど、退職されました。それによりまして人事異動によりまして1 人増ということにより、委託の方が3人から2人に減ったという減額でご ざいます。それから向原の学校給食センターでございますが、290万の 増でございますが、正規の職員さんが4人おられましたけど、異動により まして3名になられたということで、委託の方が増えたということの増で ございます。以上の説明で終わらせていただきます。

松 浦 議 長 他に質疑はございませんか。

渡辺議員議長。

松 浦 議 長 19番、渡辺義則君。

渡辺議員 19番。支出の部、総務費、款2の企画費の乗り合いタクシーの事業に ついて、これまで内々は説明も受けておるようでございますし、一方市民 に対しては説明会もあったように認識をしておりますが、いよいよ予算化 されて試行されるということでございますので、もう少し詳しく説明を受けたいと思います。

もう1点、8款土木費の中の3目市道長田線の4千万の補正増ということでございますが、予算が云々ということではございませんで、事業の説明をもう少し場所とか、当初計画からの流れ等々について説明を受けたいと思います。

松 浦 議 長 ただ今の質疑に対して答弁を求めます。

自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長

それでは、予約乗合タクシーにつきまして、現在の段階での状況をもう 少し説明をさせていただきたいというふうに思っております。5月の下旬 から6月の上旬にかけましてご案内しておりますように、それぞれの地域 におきまして説明会をさせていただきました。おかげで非常に好評の中に ですね、評価をいただいたと、こういうふうな状況になっております。6 5歳以上の人口が該当の地域で1,140名いらっしゃいますけども、登 録の見込み、まだ数地区申込みが来ておりませんので確たることは申し上 げられませんけども、概ね550名程度まで登録をしていただけるのでは ないかというふうに思っております。そういった状況を見ますと約65歳 以上の方の半数程度がやはり登録をしていただいたということであろう と思います。この数字を見させていただきますと、念のためにということ もですね、おありになるんだろうというふうな気はいたしますが、いずれ にいたしましてもこの制度に対して非常に大きな期待があるんであろう というふうに考えております。実際の利用状況が大体どのぐらいになるの かということでございますけども、実は初めてのことでございますので、 そこらあたり私ども数字を掴むのが非常に難解な状況でございます。一応 今回500万円というふうなことを上げさせていただいておりますけど も、大体毎週150名程度は利用していただけるんではなかろうかなとい うことで、いわゆる費用につきましては900万円程度。そして利用者の 皆さんからいただく利用料が400万円程度ということで、500万円程 度のですね、市の持ち出しがあるんじゃなかろうかというふうなことで、 今回補正をさせていただいております。ただ、現実には蓋を開けてみない とわからないということがございますので、状況によりましてはまた追加 なり減額ということでお願いをせざるをえないということになろうかと いうふうな気がいたしております。

現在の状況でございますけども、今週の末までには概ねのいわゆる登録状況が明らかになって参りますので、来週にもまたタクシー事業者さん等集まっていただいて、どの地域をどのタクシー事業者さんが、担当していただけるかというふうなことを協議すると同時に、それぞれの地域、何曜日に実施をするのか、もしくは一応9時頃というふうにスタートしておりますけども、現実的には8時半にして欲しいというふうなご要望も参っておりますので、その辺、スタート時間をいつにするのか、またはお帰りをどのようにするのか等々、地元との調整に入っていけばというふうに思っ

ておるところであります。一方で陸運局の方への申請でございますが、この予算の可決いただきましたら、早々にも陸運局の方へ路線の申請をしていきたいというふうに思っております。順調にいきますと、総務部長申し上げましたように、8月の上旬にはスタートできるんではないだろうかと、こういった思いで準備を進めていきたいというふうに考えとるとこであります。以上でございます。

松 浦 議 長 引き続き、質疑に答弁を求めます。

建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長

13ページの8款土木費、3目の道路新設改良の工事箇所について、ご説明申し上げます。これは、先ほど総務部長からの話もございましたように、新年度に入りまして県の方から国の補助金の追加を割り当てをしていただいたものでございます。路線は、向原町の長田隠地線ということで、場所はちょうど農村交流館やすらぎというのが三篠川沿いにありますが、その対岸に市道の坂隠地線から橋を通って東広島向原線に至るところの区間でございます。当初予算では基本的には用地買収ということで、予算措置をさせていただいておりましたが、追加いただきましたので、用地等の調整がつきましたら工事に入らせていただきたいということで、予算措置3千950万円工事経費を計上させていただいたものでございます。以上でございます。

渡辺議員議長。

松 浦 議 長 19番、渡辺義則君。

渡 辺 議 員 予約タクシーに関連してもう少しお尋ねしてみたいと思うんですが、これまでの幹線のいわゆるバスの運行の見直しというふうなことも関連するものなのかどうなのか。

松浦議長答弁を求めます。

自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 この事業は昨年度策定をしました生活交通の確保に関する計画に基づいて実施をさせていただくということでございますので、1 つは乗合バスにつきまして、合理化をさせていただくと。一方においていわゆる辺地等バスが行かない地域について、生活の交通を確保するということでございますので、いわゆる全体としてやはり把握すべきだろうと考えております。

以上であります。

松 浦 議 長 他に質疑はありませんか。

藤井議員議長。

松 浦 議 長 21番、藤井昌之君。

藤 井 議 員 ただ今の乗合タクシーの件について、関連でお伺いしたいと思います。 先ほどの説明もございましたように、16地域、5月の下旬から6月上旬 にかけて説明会をしていただきました。私の地域もですね、対象地域とい うことで、説明会を行っていただきましたけれども、若干参加数が少ない

> ということで、後からですね、状況がよくわからないということで、個人 的にあったものですから私も企画課の担当課長と相談いたしまして、地元

で再度説明会を開いたという経緯がございます。十数名の方がきていただきましてですね、内容の説明、また要望等もございました。それは企画課長の方へもお知らせをしたところでございますが、実はこの地元の説明会の資料の中にですね、この利用対象者の項目があるわけですが、その附則としてですね、いわゆる安芸高田市が取り組んでおります外出支援サービス、これとの併用はできないということになってるわけですね。そこで、この外出支援サービスというのは、本来旧吉田町が独自で行ってきた事業で、これは社協へ委託してですね、行ってきた事業であるというふうに解釈をしておったわけでございますけれども、中身を調べていきますと若干この事業変更がなされているんじゃなかろうかと、このように思うわけでございますが、そこらあたり関連いたしましてですね、外出支援サービスの現状、そこらあたりの説明をお願いしたいと思います。

また、例えば予算についてご報告いただければ幸いだと思いますので、 その点についてもお願いしたいと思います。

松 浦 議 長 暫時休憩を取ります。

午後1時36分 休憩午後2時00分 再開

松 浦 議 長 それでは会議を再開いたします。

ただ今、藤井議員の質問に対して答弁を求めます。

~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長

それではまず私の方から今回の予約乗合タクシーと、それから現在市が行っております外出支援サービスの関係、特に併用できないというところについて、ご説明申し上げたいというふうに思います。今回の予約乗合タクシーについては、ご案内申し上げましたとおり、いわゆるバスが運行されていない地域ということで、地域限定でなおかつ自家用車等お持ちでないという限定がございます。外出支援サービスについては地域は全域でございまして近くであろうと遠くであろうと、いわゆる介護度もしくは身体障害者の手帳のその状況によりまして対象になるということでございます。外出支援サービスにつきましては、いわゆる距離に応じまして、自宅から病院までの距離によりまして、500円から2千円までのチケットが月2回の往復というかたちでお渡しをされてるというふうに聞いております。

ここで併用ということでございますが、例えばある地域から予約乗合タクシーを利用しまして、いわゆる吉田町なら吉田町まで来たと。その場合、外出支援サービスの対象者がその予約乗合タクシーを利用される、または登録されておるという状況は、当然にしてあり得るわけですね。ですから特定の地域については予約乗合タクシーで登録をし、なおかつ外出支援サービスのチケットもいただいているという状況は想定をされるわけです。ところが予約乗合タクシーで出ていただいたときに、運転手さんから50

0円の利用料をいただきますと、このように請求がございますけども、そ の時に「あ、そうじゃ、そうじゃ」と。外出支援サービスの500円の券が あるけえ、これで払いますということですね。つまり、違う制度ですね、 1つの行為の中で行うと、これはできません。これを併用はできませんと いうことを言うわけでございます。したがいまして、予約乗合タクシーを 使っていただくときにはそういったものは使わないで、現金の500円を お支払いをしていただきますし、外出支援サービスにおきましては、当然 いわゆるタクシーとして乗っていただいて、その時にチケットを出して、 残りを現金で支払っていただくと、こういったかたちになるということで ございます。

松浦議長 福田福祉保健部長

続きまして、福祉保健部長、福田美恵子さん。

はい。ただ今自治振興部長がございましたが、福祉保健部の方でやって おります外出支援サービスでございますけども、現在実態といたしまして、 これは旧町、吉田町が当初やっておられまして、合併協議会の時にこれを 全市に広げるということで取り組みをされたものでございまして、現在5 月分については今取りまとめ中でございますので、4月の実績分について お話ししてみたいと思います。

あくまでこれは、申請がございまして所得制限がございます。そういう ことで、該当して所得制限以下ですね、本人の収入がない場合ですね、社 会福祉協議会の方で対応していただく、そしてそうでない方についてはタ クシー業者さんの方へお願いをするわけなんですけども、申請がございま して、それに対して先ほどありましたように、距離によりまして500円 券から2千円券をあくまで自宅から病院までの通院のかたちでの支援事 業でございます。そうしたかたちで現在タクシーの方へ登録されている方 が45名で、27名が4月分ですね、利用をされておりまして、タクシー 業者さんの方へお支払いする金額が3万1千400円、支払をしておりま す。それから社協の方への低所得者ということでの登録が24名の登録で 11名の使用でございまして、4月分の支払が4万4千400円、支払を しております。あくまでこれは先ほどありましたように、65歳以上の要 援護の要る高齢者ですね。それと障害者、要介護度3以上、要介護2でか つ、下肢体感視力障害の1級、2級という公共交通機関の利用のできない 方を対象にするというものでございます。以上でございます。

松浦議長 よろしいですか、藤井議員。

藤井議員 議長。

松 浦 議 長 21番、藤井昌之君。

藤 井 議 員 今ご説明をいただいたわけでございます。乗合タクシーでですね、いわ ゆる外出支援サービスと併用して利用できないいうことで、関連でこの外 出支援サービスをお伺いしたわけでございますけども、今部長の方からも 説明がありましたように、タクシー助成券がですね、いわゆる5段階に分 かれて500円から2千円まで、いわゆる7キロで500円、35キロ2 千円ですか、こういった助成券が出されているわけでございます。これは

多分今年度からの実施ではなかったかと思うんですけども、これが3月の予算審査特別委員会も設けて審査したわけですけども、これだけの旧町で、旧吉田町で取り組んできた事業がいわゆる全市へ広がったわけですね。全市に広がってここまでタクシー助成券をいわゆる出してるということに対しての、私は説明がなかったと思うんですね。ここまで事業変更されておって予算審議の中で私は報告がないというのは、これはいかがなものかと。

今回、乗合タクシーにつきましてはですね、試験的にやっていかれるということで、これも先ほど報告がありましたように、事業費としては900万、利用者からの負担金として400万で、残りの500万が市のいわゆる助成になるわけですね。片やこの外出支援サービス、これも県の方からの補助金もあるわけですね。市からも補助金として出してる。それは旧吉田町に対しての事業では全部社協に委託してやっとったわけです。

今部長から話があった、いわゆる所得制限、低所得者に対しては今まで どおり社会福祉協議会で事業を続行しておりますよと。しかし、所得制限 以外の方については先ほどからもあったように、500円から2千円まで のタクシー助成券を出して全市に広げたと。

私の調べさせてもらった状況によりますと、これも市の予算としては1 千二百三十何万組んでるわけですね。社協へ出す補助金、これは県から入 った補助金も含めれば約500万ぐらいの金額じゃないかと思うんです。 そうしますと、差し引き700万ぐらいのいわゆる予算が組まれている。 こういったことが本来であれば先ほど申し上げましたように、予算審議の 中でしっかり審議をして、そして事業転換するんであれば、審議を得た中 で事業を展開していく。しかしそれが全くなしで、今回ですね、こういっ た乗り合いタクシーの試験運行について、地元で先ほど申し上げましたよ うに説明会を行ったときにこういった外出支援サービスのことを聞かれ て、調査してみると私が当初思っておった事業とは全く違う方向へ進んで いるというのが現状なんです。この乗合タクシーにしてもここまで議会と 委員会でもですね、真剣に議論して今日補正予算という運びに私はなって いると思うんです。しかし、外出支援サービスについては、全くそこの中 身まで突っ込んだ議論がされていない。それで事業がもう前へ拡大して進 んでいる。私はそういう部分では甚だ議会軽視ではないかと。市の予算の 執行に対してこういう取り組みというのは、いかがなものであるかと、こ のように思って質問させていただきました。そこらあたり、また部長、ま た市長の立場としてですね、ご意見があったらお伺いしたいと思います。

松 浦 議 長 ただ今の質疑に対しまして答弁を求めます。福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

はい。ただ今の副議長の質疑でございますけども、確かにこれ、旧吉田町で外出支援、16年度はまだ新市、全市へ拡大するというところまでの運びになっておりませんでして、いろいろと協議する中でようやく3月ぐらいから始めるというかたちの中で、確かに今おっしゃいますように、議

会の方への説明をしなかったということにつきましては、お詫び申し上げます。

吉田町時代の旧町のものを新市に拡大するとは言いながら、やはり予算を絡むことでございますので、議会の方へ当然、縷々説明をして、すべきだったと反省をしております。今後そういうことがないように、気を付けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

松 浦 議 長 ただ今保健部長の説明がありましたが、市長についてもちょっと説明を ということでございますので、答弁を求めます。 市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 ただ今、十二分に議会に説明がなかったということでございます。予算 説明の中で充分説明はすべきであったというような反省は我々もしておるわけでありまして、今後ともそういう点については充分の注意をしていきたいと、このように考えておりますが、この外出支援移送サービスというのは、合併協定の中で全市へ広げていくということで、この暮らしの便利帳の中にも基本的にはそれは全市へ広げると、こういうことで、我々としては進めさせてもらったと、こういうことでございまして、ただ、具体的な説明を議会に予算説明の中でしなかったという点については、今後充分反省をしていきたいと思います。

松 浦 議 長 他に質疑はありませんか。

岡田議員議長。

松 浦 議 長 18番、岡田正信君。

岡田議員 話が質問がそこへ行っとりますから、ちょっと予算書を私持ってきましたけども、その中にこの606千円いうのがこの委託料で載っとるんですね。これはほんじゃあ、今の乗合タクシーでない分の委託料として計上されとると思うんですね。今のこの質疑、答弁の話をとったら。もしこれがそのどっちでも使えるような予算措置ならば、これ補正500万円要らんかもわからん。まだ要らんかもわからんです。このようなことをひとつお伺いします。と、それで、こっちのほかな問題ではですね、12ページ。この有害鳥獣対策費いうのが一般財源から県から新たに補助金が来たからいうことで、振り替えての予算措置がされとるわけですが、合併当初から有害鳥獣の特に駆除の問題についての前職務執行代理者の織田市長代理からでも引き続いた問題が今日まで続いとるんじゃないかと思うんですが、現在は駆除班そのものが全体に広がって、全市に広がって1つのチームがつくられて、駆除はやられとるようです。

ところがこの予算から言いますと、補正予算から言いますと、その体制がまだ完璧ではないように思うんですが、その経過措置いうか、と、これから一本化にして本当に住民のというか、農家の被害から駆除体制ができるようにならにゃあいけんのですが、どういうような状況なのか、お尋ねいたします。その2点をお尋ねします。

松 浦 議 長 まず最初の質問について、答弁を求めます。自治振興部長さんですか。 600万6千円の分ですね。乗合タクシーですか。もう一度質問をお願い します。

岡 田 議 員 この企画費の中に、それで交通対策費の項目の中で、こっちには8千6 33万7千円いうて書いてあるんですが、ここの中に13の委託料の中に 600万6千円いう、これ43ページ、当初予算書。

松 浦 議 長 それは当初予算書だからここへ持ってないですよ。持っとる。 答弁を許します。自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 当初予算の企画費の中に600万6千円の委託料ということだろうと 思いますけども、これにつきましては、葬斎場等々を含めたですね、事業 実施していくために委託料として組まさせていただいておるものでござ いまして、ここには今回の予約乗合タクシーの経費については一切入って おりません。今回新たにこの6月の定例議会で議決をいただくものでござ います。

松 浦 議 長 引き続き答弁を求めます。 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 林業振興費の関係の財源の補正でございますが、これは単県の補助の内 示を受けての今回お振り替えの補正でございます。

それから、市内の有害鳥獣の捕獲体制の状況でございますが、基本的には各町の猟友会を母体とした皆さんにご協力をいただきながら、駆除班を編制をさせていただいて、班によってそれぞれの地域の有害鳥獣の駆除に当たっております。甲田町につきまして、昨年から猟友会の方との協議をしながらですね、捕獲班の編制についているいろお願いをして参りました。現段階では市内の猟友会の連絡協議会の方で甲田町地域の有害の捕獲班の編制をしていただいて、現在は全市において市民の皆さんの要望に答えるべく体制を整えて、現在有害鳥獣の捕獲についての対応を取っているところでございます。以上でございます。

岡田議員議長。

松 浦 議 長 18番、岡田正信君。

岡 田 議 員 変なことを聞くようなんですが、駆除班がその鉄砲で駆除してもらう体制にはできとるんですが、旧甲田町から箱、柵がなんぼかあるんですよ。 それの管理体制いうのはどうなっとるんですか。

松 浦 議 長 産業振興部長、清水盤君、答弁を求めます。

清水産業振興部長 柵の管理に関しましてでございますが、この柵に関しましては旧甲田町の時代の状況を継承しております。旧甲田町におきましては、この箱罠、柵については、猟友会が管理をしておるということで、管理権限が猟友会の方へ現在管理がされておるということでございます。現在駆除の班を編制をしていただいておるのは、先ほども申し上げましたように、連絡協議会において駆除班を編制をしていただいた皆さんで駆除を行っていただいておりますので、現在、これまで旧甲田町において活用しておりました箱の柵については、使用が現在のところできないという状況になっております。ただ、協議会によって駆除班を編制しております班の方で、要望によってはそういった箱の罠が農家の皆さんから要望が出ましたら、それに

対応できるという体制は現在整えておりますので、もしご要望がございま したらそういったかたちで対応していきたいというふうに考えておりま

松浦議長 他に質疑はありませんか。

藤井議員 議長。

松 浦 議 長 21番、藤井昌之君。

藤 井 議 員 先ほど市長からの答弁をいただきまして、整理をしている間に次の質問 に移りましてですね、別に異論を申し上げるわけではございませんけども、 合併の法定協議会で「これは全市へ広げますよ」というのは、私も理解でき るんです。今まで、吉田町でやっとったのは、社会福祉協議会が事業主体 となって無料で送迎をしておった事業なんです。ところが今回は社協でや るのはいわゆる低所得者の一部の利用者だけであって、それ以外は全てタ クシー助成券を出して全市に広げますよと、これはいわゆる今までの事業 の変更になるわけなんです。だからあえて私は先ほど申し上げさせていた だいたわけでございまして、事業主体が社協で全て今までどおり無料で全 地域へ外出支援サービスを広げていきますよというんであれば、私は何も 申し上げることもないわけなんです。ところが今回、乗合タクシーと同じ ように、タクシー業者にいわゆる委託するわけですよね。委託して市はタ クシーの助成券を出すわけなんです。あとの差額は市が支払っていくわけ ですから、今までの社協で取り組んでおった事業とは全くこれ、中身が違 うわけなんですよ。だからあえて私は申し上げさせていただいております ので、その点、誤解のないようにひとつお願いします。以上です。

松 浦 議 長 答弁はいいですか。

藤井議員なければ別に結構ですが。

松浦議長市長、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 21番議員のおっしゃるのは充分わかります。そういうことで、特に吉 田町については制度そのものが変わってきたと、こういうことで、内容は 聞いておりますが、委託先等については変わってきたということでござい ますので、この説明が十分でなかったということについては、我々も反省 をしております。

松 浦 議 長 他に質疑はありませんか。

山本議員 議長。

松浦議長 15番、山本三郎君。

山本議員 先ほど来からいろいろ乗合タクシーについての質問でされとりますが、 私もちょっと1、2点、お聞きいたします。

> これは今、試行されるということでございまして、一応9月あたりから 試行開始ということで、その試行期間というのは大体どの程度考えとられ るか。それをですね、それによってですね、私はただ今それに該当される 地域には5月、6月でいろいろ説明をされたということで、その地域だけ には充分どういう状況でこういうものが制度的にできとるいうのも理解

をされると思うんですが、それ以外の地域の外の人はですね、なかなか理解に苦しんでると思うんです。そうしたときにいろいろその地域から要望が出ると思うんですね。その要望に対することについて今後また対応というものも、その試行をされた期間において考えて行かなくてはならないという問題が発生すると思います。

それと、今度は今現在走っておりますバス路線ですね、それが市からかなりの各、芸陽バスとか芸北バスとか、いろいろこの市の補助金も多額なものが出とる。それがまず解消と言いますか、この乗合タクシーによって財源が少しでも豊らかになる方法を選ばなくてはいけないというものを考えなくてはいけない。そういったときに、そのバス路線から外れてくる今度は地域の問題も出て来ると思うんです。そういうような想定を考えておられる中での市当局のですね、今後の見通し等がはっきり我々議員に説明できる範囲であれば、説明していただきたいと思います。

松 浦 議 長 田丸自治振興部長

松 浦 議 長 答弁を求めます。自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 はい。まず試行の期間でございますけども、一応6ヵ月間の試行という ことで実施をしていきたいと、このように考えております。

それから、これ以外の地域からのご要望なり、それからまたご意見なりが出て来るんじゃないかということでございますが、当然、私たちもそういったことを含めてですね、出て来るだろうというふうに考えております。また、一方では、今回は3名ということを、乗車していただく人員ですね、3名ということにしておりますけども、数個の集落で非常に離れているという地域もございますので、こうしたことにつきましてもですね、試行期間中にどのような方法を取っていくのかということも併せて検討させていただければと、このように思っております。

それから乗合バスの整理統合を10月1日を目途に現在準備を進めておりますけども、それから外れた地域が出る、これについての対応ということでございますが、実際何地区か、そういったことがございますけども、その地区につきましては、今回この予約乗合タクシーの対象ということで、既に進めさせていただいておりますので、そういった意味では乗合バスの再編整備に伴って生じる、これについては一応カバーできるというふうに考えております。以上でございます。

山本議員議長。

松 浦 議 長 15番、山本三郎君。

山本議員 ただ今、はっきりといろいろな説明を受けまして、私もある程度安堵しておるところでございますが、是非この試行期間中にですね、いろいろこの問題点をしっかり把握してもらいまして、やはり地域の非常に不便を感じておられる方、あるいはそして弱者の方にあたたかいこの乗合タクシーのどう言いますか制度をですね、理解してもらう方法を、是非この期間中にしっかりチェックしていただきまして、よろしくお願いすることを要望しておきます。

松 浦 議 長 他に質疑はありませんか。

入本議員議長、14番。

松 浦 議 長 14番、入本和男君。

入本議員 乗合タクシーの件につきましては業者の方の声はどのようなものがあるか、あればですね、対応ができるか、できないかとかですね、そういう説明でですね、充分理解していただいて協力的なか、問題点があるか、ないか。あれば聞かせて下さい。

それから11ページの先ほど保育士の問題でですね、人数の増減は1名ないし2名だったんですが、金額は1人にすれば200万に対したり、330万で、期間が違うのかなと思ったりするわけですが、その点について伺います。

それと、小学校の教育委員の方でもやはりそういう2名が1名病欠、170万という、そういう委託料がですね、ちょっと金額的なものがですね、10目の学校給食費についてもですね、1名減にも関わらず、420万とかですね、そういうふうな状況があるんですが、そこらの金額が1名に対して違うことに対しての説明をお願いいたします。

松 浦 議 長 まず、答弁を求めます。

自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長

今回の予約乗合タクシーの実施につきましては、タクシー事業者の皆さん方にも数回ご参集いただきまして、ご意見をお聞きをしたり、またはご協力の要請等もですね、さしていただいております。その中で、例えば1人で1台のタクシーを運行していらっしゃる業者さんもおられる。そうしますと、特定の日の特定の時間はそれで拘束をされるというふうなことがございまして、そういった業者さんにつきましては、どのようにすべきかなということで、少しお悩み等もいただいたというふうに思っております。しかし、全体的には市が新たな事業を行うんであるから、いろんな問題は出るかもわからないけども、まずは全体で試行してみようというふうなことで、非常に協力的な対応をしていただいております。以上でございます。

松 浦 議 長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長

はい。保育所の関係でございますけども、先ほど金額的に増減を言いました。それと3歳未満児の減少等によったり、増加により委託保育士さんの増減によりますけども、これは勤務時間がですね、それぞれ6時間勤務であった方が8時間勤務へ移動したり、早朝保育、そこへお勤めいただく方がですね、正規のかたちでまるっきり8時間というかたちでない方も多々いらっしゃいます。そういうことで、勤務時間数ですね、それによって今回このようなかたちで整理させていただいております。以上でございます。

松 浦 議 長 答弁を求めます。教育次長、杉山俊之君。

杉山教育次長

学校の関係も同じような関係でございまして、勤務時間の増加の職員さん、それから等によって、やはり増加する分につきましてはですね、そういう理由によっての時間数の増加というようにご理解いただきたいと思います。

松 浦 議 長 よろしいですか。

入本議員 はい。

松 浦 議 長 質問を受けていたら手を挙げて知らせて下さい。

他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。

松 浦 議 長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

松 浦 議 長 お諮りいたします。

これより議案第58号、平成17年度安芸高田市一般会計補正予算第1号の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第14 議案第59号 平成17年度安芸高田市老人保健

特別会計補正予算(第1号)

松 浦 議 長 日程第14、議案第59号、平成17年度安芸高田市老人保健特別会計 補正予算第1号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 議長。議案第59号、議案名が平成17年度安芸高田市老人保健特別会 計補正予算第1号でございます。

本案は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3千759万円を追加し、歳入歳出それぞれ58億9千527万8千円とするものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金60万5千円、国庫支出金2千641万6千円、県の支出金が660万4千円、繰越金が396万5千円を それぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、諸支出費3千759万円を追加するものでございます。以上、よろしく審議を賜りたいと思います。

松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長議長。

松 浦 議 長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長はい。それでは議案第59号、平成17年度安芸高田市老人保健特別会

計補正予算第1号につきまして、要点のご説明を申し上げます。

本案は平成16年度の医療費総額56億円余りの精算に伴いまして、歳 入歳出について整理いたした補正予算でございます。

まず歳入の要点でございますけども、6ページをお開き下さいませ。款1支払基金交付金、2目の審査支払手数料交付金の60万5千円でございますけども、これは過年度分、16年度分ですね、過年度分のレセプトの審査の16年度分を精算したものでございます。

それから次の款2国庫支出金の1目の医療費負担金、過年度分でございますけども、2千641万6千円、これもやはり医療費に対する16年度分の国庫負担金の精算分でございます。

それから次に款3県支出金、1目の医療費負担金、やはり過年度分といたしまして660万4千円の増額でございますけども、これも医療費に対する16年度分の県負担金でございます。

それから7ページですけども、款5繰越金、1目の繰越金で396万5千円でございます。これは16年度精算によります繰越金でございます。次に歳出でございますが8ページをご覧いただきたいと思います。款3の諸支出金、2目の還付金でございますけども23節の償還金利子及び割引料でございまして、これを精算いたし、16年度の精算をいたしまして支払基金への交付金の還付でございます。

それから諸支出金の1目の一般会計繰出金でございますけども、補正額 2千207万8千円、これも16年度精算によります一般会計への還付金 でございます。以上でございます。

松 浦 議 長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

松 浦 議 長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松 浦 議 長 お諮りいたします。

これより議案第59号、平成17年度安芸高田市老人保健特別会計補正 予算第1号の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

松 浦 議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労でございました。

午後2時42分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員